

## 第 1 回ワーキングチームにおける主な指摘事項

### 1. 全体について

- 子どもの権利条約に基づいて、子どもの声は聴かれる権利があるという大前提に立つ必要がある。
- 大人に都合がいいシステムをつくることは避けるべき。
- 子どもの権利を守るためにファイティングポーズをするのではなくて、ケースワークに当たっている人等にとっても、それを補う第三者的な立場から意見表明支援があることで、よりよいケースワークや養育が実現し得ることを理解していただいた上で進めていく必要がある。
- 子どもの意見表明について、関係者や周囲の大人の認識を高めていくことが必要である。
- 障害施設にいる子どもたちなど、障害のある子どもについても目を向けていく必要がある。

### 2. 子どもの意見表明を支援する仕組み

#### (1) 必要性

- 独立性があり、子どもの側に立って意見表明支援を行うアドボケイト制度が必要である。
- 当事者参画への支援について、サポート・代弁を求める子どもや、障害があるなど意見表明が困難な子どもにアドボケイトをつける仕組みを創設することが求められる。
- 子どもの意見を聴くことを保障する仕組みとして、家事事件では子どもの手続代理人制度がある。児童福祉行政でも、同様に、子どもの意見を聴いて、代弁していく制度が必要である。

#### (2) 仕組みの在り方

##### ① 支援対象

- 社会的養育にいる子どもだけではなく、児童相談所が面接を行う子ども、子どもや他機関が一時保護や措置が必要と考えている子ども等も対象とすべき。
- 措置・解除の意向聴取・考慮、意思決定会議への参画、専門職の意見表明支援研修義務化により、子どもへの保護・措置に関する過程における子どもの参画が求められる。

- 養育形態に応じたアドボカシーの仕組みも重要な論点である。
- ② 支援者
  - 独立性があり子どもの側に立って支援を行うことができる専門性のある民間団体への委託が望ましい。
  - きちんとした訓練を積んだ方を用意していくことが大きな課題である。
- ③ 活動内容
  - 一時保護された子どもには、アドボケイトが訪問して、子どもの権利について説明すべき。児童相談所が面接を行う子どもには、制度についての説明をすべき。関係機関に制度の周知を行い、必要に応じて依頼できるようにすることが必要である。
  - 児童福祉司が、子どもの最善の利益を考えて、現在の状況や選択肢を説明した上で意見を聞かれなければならない。
  - 日ごろから信頼関係を築いていくことが大きな課題である。

### 3. 子どもの権利を擁護する仕組み

#### (1) 必要性

- 子どもの苦情や不服の申立を受けて審査し、調査・調整、権利侵害からの救済や、政策提言を行う都道府県レベルの機関が必要である。

#### (2) 仕組みの在り方

##### ① 申立を行うことができる者

- 子どもやその代理人及び児童相談所や学校等が子どもの権利を守れていないと考える関係機関等とすべき。

##### ② 審議機関

- 行政からの独立が重要である。構成員は、子どもの権利に精通し、子どものために活動できるトップを議会の承認を得て決定すべき。
- 調査者は、委員や委員会がその能力を適切と認めた専門家とすべき。

##### ③ 権利擁護の方法

- 個別救済に関しては、調整を第一とし、意見具申、勧告まで出せて、その後のフォローアップも行うべき。また、制度に関して、当該自治体への提言と勧告が出せるようにすべき。

- 子ども自身だけでなく、その都道府県の機関、代替養育の場、学校等が調査等を受け入れることを法的に担保すべき。また、その都道府県にある市町村の機関（学校等）への調査権も担保する必要がある。

#### 4. その他子どもの権利擁護の在り方

- 子どもの苦情や不服の申立を受けて審査し、調査・調整、権利侵害からの救済や、政策提言を行う都道府県レベルの機関が必要である。（再掲）
- 審議会等の政策策定への子ども・経験者の参画が求められる。
- 子どもの権利擁護の状況を監督し、必要な制度を提言できる国内人権機関・子どもオンブズマン（コミッショナー）と法律が必要である。
- 調査・調整・勧告・政策提言を行う国の救済機関が求められる。